

児童扶養手当所得制限限度額による収入の一覧表

単位：万円

扶養親族 の数 (税法上)	受給者本人						扶養義務者 (同一生計の直系血族や兄弟姉妹)		
	全部支給(満額支給)			一部支給			所得制限 限度額	収入等目安	
	所得制限 限度額	収入等目安		所得制限 限度額	収入等目安			所得額	給与収入 (総支給額)
		所得額	給与収入 (総支給額)		所得額	給与収入 (総支給額)			
0人	49	57	122	192	200	311	236	244	372
1人	87	95	160	230	238	365	274	282	420
2人	125	133	215	268	276	412	312	320	467
3人	163	171	270	306	314	460	350	358	515
4人	201	209	324	344	352	507	388	396	562
5人	239	247	376	382	390	555	426	434	610

- 上記の表がそのまま適用できるのは、各種控除、特定扶養、老人扶養、養育費、非課税年金等が全てない場合のみです(全員一律8万円控除適用を前提とする)。注1~3参照
- 受給者本人が全部支給の所得制限限度額を超えていた場合、10円刻みで個別に手当額を算定して支給します。一部支給の所得制限限度額を超えていた場合、手当は全部支給停止(0円)となります。
- 扶養義務者が所得制限限度額を超えていた場合、受給者本人の所得に関わらず、手当は全部支給停止(0円)となります。

注1 受給者本人のみ、以下の収入がある場合、所得額に算入してください。

- 障害年金を受けている場合、前年中に受け取った額を、公的年金等の雑所得の計算方法により算定した額
- 養育費を受けている場合、前年中に受け取った額の8割分

注2 各種控除がある場合は、次の額を**所得額から引いて**算定してください。

なお、**全員一律**で社会保険料相当として**8万円**を控除します。

医療費・雑損・小規模企業共済等掛金・配偶者特別控除	……	そのままの額
ひとり親控除(扶養義務者・養育者のみ)	……	35万円
寡婦控除(扶養義務者・養育者のみ)	……	27万円
障害者控除	……	27万円
特別障害者控除	……	40万円
勤労学生控除	……	27万円
給与所得からの控除	……	最大10万円
課税又は非課税の公的年金からの控除	……	最大10万円

注3 特定・老人扶養控除がある場合は、次の額を**所得制限限度額に加算**して算定してください。

扶養控除の種別	受給者本人	扶養義務者
特定扶養控除(前年末時点で16~18歳の一般扶養を含む)	特定扶養1人につき15万円	—
老人扶養等控除(前年末時点で70歳以上の者に限る)	老人扶養・老人控除対象配偶者1人につき10万円	老人扶養1人につき(老人扶養のみの場合2人目以降)6万円